

社会福祉法人志賀町社会福祉協議会理事及び評議員等の
報酬及び費用弁償に関する規則

(平成17年9月1日施行)

(平成23年4月1日改正)

(平成29年4月1日改正)

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人志賀町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条に規定する理事、監事及び評議員（以下「役員」という。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(月額報酬)

第2条 本会の会長及び常務理事に月額報酬を別表第1のとおり支給する。ただし、本会の職員及び地方公共団体の職員であるものについては、月額報酬を支給しない。

(日額報酬)

第3条 本会役員及び評議員がその職務のため、理事会、監事会及び評議員会に出席したときは、別表第2のとおり日額報酬を支給する。ただし、前条の月額報酬を受けるもの、本会の職員及び地方公共団体の職員等については、日額報酬を支給しない。

(費用弁償)

第4条 本会役員が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、社会福祉法人志賀町社会福祉協議会職員旅費支給規程による。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

3 月額報酬を受けるものが月の途中において就任した場合は、その日から月の途中において任期が満了し、辞任し、又は死亡した場合はその日までの分に対して、それぞれの月の報酬を日割り計算により支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

区 分	月 額 報 酬 の 額
会 長	100,000円
常 務 理 事	100,000円

別表第2 (第3条関係)

区 分	日 額 報 酬 の 額
理 事	4,000円
監 事	4,000円
評 議 員	4,000円